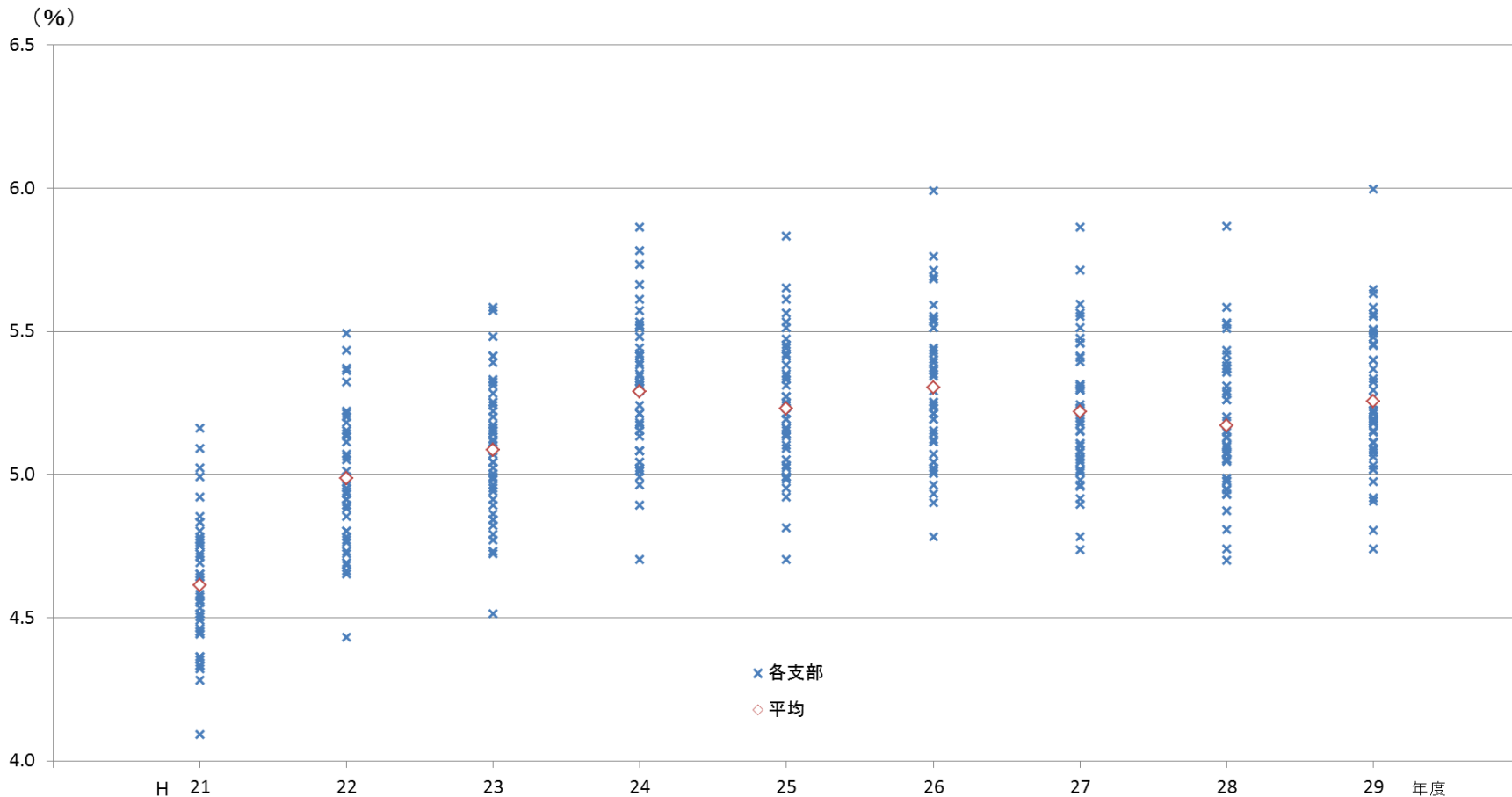


医療給付費（激変緩和前）に係る 保険料率の推移について

医療給付費(年齢・所得調整後、激変緩和前)に係る保険料率の推移



| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均 | 4.61 | 4.99 | 5.08 | 5.29 | 5.23 | 5.30 | 5.22 | 5.17 | 5.26 |
| 標準偏差 | 0.22 | 0.22 | 0.23 | 0.24 | 0.22 | 0.25 | 0.24 | 0.24 | 0.25 |

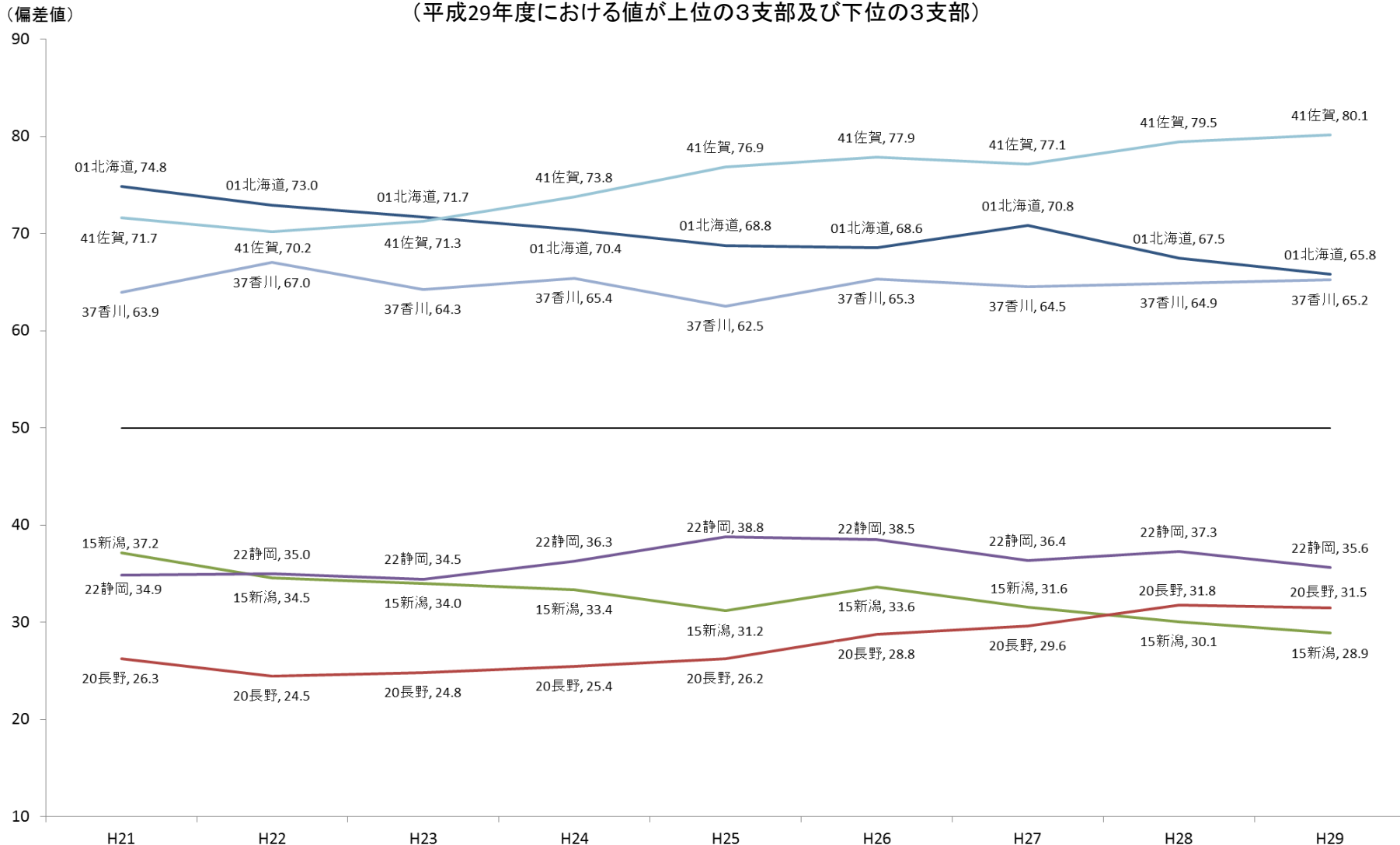
注1) 医療給付費(年齢・所得調整後、激変緩和前)に係る保険料率は、年齢調整及び所得調整を行った後の医療給付費(国庫補助を除く)に係る所要保険料率である。

2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

3) 協会けんぽの1人当たり医療費の伸びは1人当たり総報酬の伸びを上回って推移してきているが、近年の医療給付費に係る保険料率はほぼ横ばいとなっている。これは、保険料率が全体の総報酬(総額)の見込みに対する全体の医療給付費(総額)の見込みの割合で算定され、近年の扶養率の低下により、全体で見ると医療給付費の見込みの伸びが総報酬の見込みの伸びにほぼ拮抗していることによる。なお、初期は、リーマンショック後の総報酬の急減及び新型インフルエンザの流行による医療給付費の増加を反映して、医療給付費の伸びについて総報酬の伸びを大きく上回る増加を見込んでいたため保険料率の伸びが大きくなっている。

医療給付費(年齢・所得調整後、激変緩和前)に係る保険料率(偏差値表示)の推移

(平成29年度における値が上位の3支部及び下位の3支部)



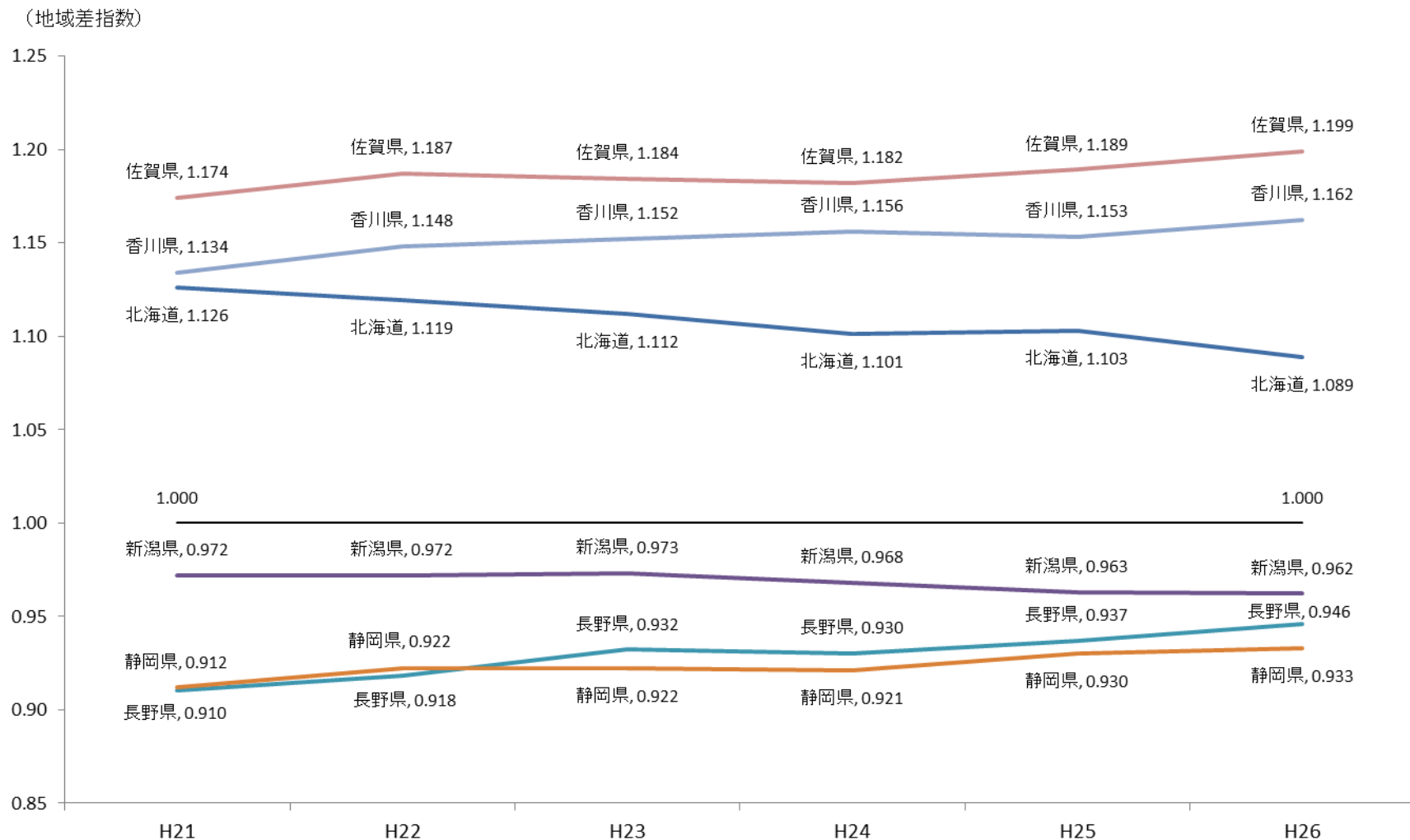
注) 医療給付費(財政調整後、激変緩和前)に係る保険料率(偏差値表示)は、財政調整(年齢調整及び所得調整)を行った後の医療給付費(国庫補助を除く)に係る所要保険料率を各年度ごとに偏差値化したものである。偏差値は以下の算式で計算している。

$$\text{偏差値} = (\text{元の数値} - \text{単純平均}) / \text{標準偏差} \times 10 + 50$$

(参考)

市町村国民健康保険の医療費の地域差指数の推移

(佐賀、北海道、香川、新潟、長野、静岡)



注) 地域差指数とは、地域の1人当たり医療費について人口の年齢構成の相違による分を補正し指数化(全国を1)したものの。
出典) 厚生労働省保険局調査課「医療費の地域差分析」(平成21年度～平成26年度)